

声 明

本日、札幌地方裁判所において新・北海道石炭じん肺第1陣訴訟の患者原告246名のうち、最後の7名について、国との間で和解が成立した。これで2005(平成17)年10月5日の第1次提訴から2年半の間に、原告全員との間で和解が成立した。

これは、原告団の結束の勝利であるが、国のじん肺加害責任を認めるため長く闘ってきた先人たちの功績によるところが大きいことを忘れてはならない

国は、一時期、除斥期間の起算点について、トンネルじん肺訴訟などによってすでに解決済みであるにもかかわらず、合併症認定時を新たな起算点として認めないとする独自の見解に固執し、全員救済の和解を拒否し続けてきた。しかし昨年8月1日の西日本じん肺訴訟福岡地裁判決において、裁判所が国の主張を全面的に退けられたのちは、この不当な主張を撤回し、今日に至った。この点でも、今日の全員和解解決は、西日本じん肺訴訟をはじめとする全国の仲間らとともに勝ち取った勝利である。

本和解は、第1陣に引き続き国を相手に提訴した第2陣・第3陣の原告らをも大きく勇気づけるものである。

国は、すでに自らの炭鉱におけるじん肺加害責任を認めている以上、訴訟に立ち上がったじん肺患者、遺族にとどまらず、すべてのじん肺患者の抜本的な救済策を早期に講じるべきである。すなわち、じん肺被害の司法救済システムをよりよく機能させる努力を行うとともに、さらには訴訟によらない形での被害者の救済策を早期に検討すべきである。

我々は、今回の早期和解成立に対して、裁判所のご尽力に深い敬意を表するとともに、引続き、全国の仲間とともに、じん肺被害の根絶のために闘うことを誓う。

2008(平成20)年2月8日

新・北海道石炭じん肺訴訟第1陣原告団
新・北海道石炭じん肺訴訟弁護団